

①

平成30年2月20日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 1 号議案 平成30年度埼玉県一般会計予算	1
第 2 号議案 平成30年度埼玉県公債費特別会計予算	33
第 3 号議案 平成30年度埼玉県証紙特別会計予算	36
第 4 号議案 平成30年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算	38
第 5 号議案 平成30年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	40
第 6 号議案 平成30年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	42
第 7 号議案 平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	44
第 8 号議案 平成30年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	48
第 9 号議案 平成30年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	50
第 10 号議案 平成30年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	53
第 11 号議案 平成30年度本多静六博士育英事業特別会計予算	55
第 12 号議案 平成30年度埼玉県用地事業特別会計予算	57
第 13 号議案 平成30年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	59
第 14 号議案 平成30年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	64
第 15 号議案 平成30年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	67
第 16 号議案 平成30年度埼玉県病院事業会計予算	70
第 17 号議案 平成30年度埼玉県工業用水道事業会計予算	75

	頁
第 18 号議案 平成30年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	79
第 19 号議案 平成30年度埼玉県地域整備事業会計予算	84
第 20 号議案 平成30年度埼玉県流域下水道事業会計予算	88

第1号議案

平成30年度埼玉県一般会計予算

平成30年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,865,760,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	759,000,000
	1 県 民 税	324,125,000
	2 事 業 税	151,358,000
	3 地 方 消 費 税	109,761,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,759,000
	5 県 た ば こ 税	7,268,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,139,000
	7 自 動 車 取 得 税	10,261,000
	8 軽 油 引 取 税	50,700,863
	9 自 動 車 税	85,601,000
	10 鉱 区 税	4,927
	11 狩 猟 税	22,210
2 地 方 消 費 税 清 算 金		243,233,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	243,233,000

3 地 方 譲 与 税		106,795,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	102,931,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,682,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	181,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		4,196,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,196,000
5 地 方 交 付 税		195,700,000
	1 地 方 交 付 税	195,700,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,687,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,687,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,847,178
	1 分 担 金	286,472
	2 負 担 金	2,560,706
8 使 用 料 及 び 手 数 料		28,726,331
	1 使 用 料	18,099,240
	2 手 数 料	10,627,091

款	項	金額
9 国庫支出金		149,697,332
	1 国庫負担金	104,226,974
	2 国庫補助金	41,707,587
	3 委託金	3,762,771
10 財産収入		15,627,463
	1 財産運用収入	6,400,330
	2 財産売却収入	9,227,133
11 寄附金		124,240
	1 寄附金	124,240
12 繰入金		87,346,151
	1 特別会計繰入金	2,174,086
	2 基金繰入金	85,172,065
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		34,598,305
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,093,995

	2 預 金 利 子	4,300
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3,486,617
	4 受 託 事 業 収 入	4,001,131
	5 収 益 事 業 収 入	14,328,735
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	10,682,527
15 県 債		235,682,000
	1 県 債	235,682,000
歳 入 合 計		1,865,760,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,214,266
	1 議 会 費	3,214,266
2 総 務 費		87,519,944
	1 総 務 管 理 費	21,967,139
	2 企 画 費	6,015,842
	3 県 民 費	8,803,729
	4 環 境 費	10,192,006
	5 徴 税 費	27,087,677
	6 市 町 村 振 興 費	5,162,421
	7 選 挙 費	908,805
	8 防 災 費	5,661,381
	9 統 計 調 査 費	1,107,350
	10 人 事 委 員 会 費	305,673
11 監 査 委 員 費	307,921	
3 民 生 費		345,343,659
	1 社 会 福 祉 費	254,125,650

	2 児 童 福 祉 費	78,995,680
	3 生 活 保 護 費	11,855,448
	4 災 害 救 助 費	366,881
4 衛 生 費		62,805,827
	1 公 衆 衛 生 費	28,250,191
	2 環 境 衛 生 費	3,707,776
	3 保 健 所 費	3,597,448
	4 医 薬 費	12,282,714
	5 公 営 企 業 支 出 金	14,967,698
5 労 働 費		6,074,958
	1 労 政 費	2,186,279
	2 職 業 訓 練 費	3,726,665
	3 労 働 委 員 会 費	162,014
6 農 林 水 産 業 費		23,437,726
	1 農 業 費	8,485,249
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	449,729
	3 畜 産 業 費	1,088,635

款	項	金額
	4 林業費	4,460,511
	5 農地費	8,953,602
7 商工費		25,056,223
	1 商工業費	24,804,675
	2 観光費	251,548
8 土木費		114,723,377
	1 土木管理費	10,939,749
	2 道路橋りょう費	48,397,391
	3 河川費	28,877,566
	4 都市計画費	25,335,095
	5 住宅費	1,173,576
9 警察費		150,396,249
	1 警察管理費	137,832,798
	2 警察活動費	12,563,451
10 教育費		489,338,615
	1 教育総務費	61,331,190

	2 小 学 校 费	138,361,690
	3 中 学 校 费	83,182,716
	4 高 等 学 校 费	105,367,224
	5 特 别 支 援 学 校 费	41,225,334
	6 大 学 费	2,225,372
	7 私 立 学 校 费	51,748,936
	8 社 会 教 育 费	4,707,108
	9 保 健 体 育 费	1,189,045
11 灾 害 复 旧 费		24,452
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	14,902
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	9,550
12 公 债 费		279,949,393
	1 公 债 费	279,949,393
13 诸 支 出 金		277,375,311
	1 公 营 企 业 支 出 金	15,188,311
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	104,433,000
	3 所 得 割 交 付 金	5,000,000

款	項	金額
	4 利 子 割 交 付 金	1,700,000
	5 配 当 割 交 付 金	5,207,000
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,491,000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	124,339,000
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,577,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,491,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,948,000
	11 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,865,760,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	運転免許センター設備改修費	1,736,390	平成30年度	404,625
				平成31年度	1,331,765
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費(平成30年度着工分)	585,084	平成30年度	117,019
				平成31年度	468,065
				平成32年度	
10 教育費	4 高等学校費	県立高等学校実験実習棟改築費(平成30年度着工分)	2,504,680	平成30年度	631,366
				平成31年度	841,061
				平成32年度	1,032,253
10 教育費	5 特別支援学校費	県南部地域特別支援学校(仮称)校舎整備費	4,301,383	平成30年度	199,516
				平成31年度	1,449,611
				平成32年度	2,652,256

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成30年度発行分）	平成30年度から 平成40年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
給与管理システム再構築事業	平成31年度から 平成32年度まで	499,026
議事堂設備改修事業	平成31年度	150,050
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成30年度融資分）	平成31年度から 平成45年度まで	73,554

私立学校振興資金融資損失補償（平成30年度融資分）	平成30年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成30年度融資分）	平成31年度から平成40年度まで	44,175
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成30年度融資分）	平成31年度から平成50年度まで	319,147
新型インフルエンザ対策事業	平成31年度	291,380
無担保無保証人資金損失補償（平成13年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分）	平成30年度から平成38年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度から 平成48年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度から 平成48年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該

		当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額
経営安定資金損失補償（平成18年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分）	平成30年度から平成38年度まで	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
経営安定資金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度から平成45年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額

事 項	期 間	限 度 額
		<p>(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあつては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償(平成18年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>平成30年度から平成38年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額</p>

<p>企業活力強化資金損失補償（平成15年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成30年度から平成38年度まで</p>	<p>県が行う企業活力強化資金（ただし、大口貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成30年度保証分）</p>	<p>平成30年度から平成48年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成18年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成30年度から平成38年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償（平成30年度保証分）</p>	<p>平成30年度から平成48年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を</p>

		<p>利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成30年度保証分）</p>	<p>平成30年度から平成45年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成30年度融資分）</p>	<p>平成31年度から平成45年度まで</p>	<p>3,026,743</p>

事 項	期 間	限 度 額
勤労者支援資金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度から 平成36年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業（平成30年度契約分）	平成31年度から 平成32年度まで	1,355,541
農地利用集積事業資金損失補償（平成30年度融資分）	平成30年度から 平成41年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成30年度融資分）	平成31年度から 平成51年度まで	122,855
農業災害復旧経営資金利子補助（平成30年度融資分）	平成31年度から 平成37年度まで	1,170

<p>農業災害復旧経営資金損失補償（平成30年度融資分）</p>	<p>平成30年度から 平成37年度まで</p>	<p>農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額</p>
<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成30年度借入分）</p>	<p>平成30年度から 平成81年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額</p>
<p>かんがい排水事業</p>	<p>平成31年度</p>	<p>288,000</p>
<p>埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成30年度取得分）</p>	<p>平成31年度から 平成40年度まで</p>	<p>1,344,556</p>

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成30年度借入分）	平成30年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
道路改築	平成31年度	70,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	平成31年度から 平成32年度まで	1,480,000
橋りょう修繕	平成31年度	180,000
橋りょう架換	平成31年度	20,000

社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成 3 1 年 度	340,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成 3 1 年 度	1,577,000
急傾斜地崩壊対策	平成 3 1 年 度	40,000
社会資本整備総合交付金（砂防）事業	平成 3 1 年 度	50,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成 3 1 年 度 から 平成 3 2 年 度 まで	1,300,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成 3 0 年度建設分）	平成 3 1 年 度 から 平成 5 4 年 度 まで	865,988

事 項	期 間	限 度 額
学力・学習状況調査実施事業（平成30年度契約分）	平 成 3 1 年 度	150,521

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	33,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	300,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	3,855,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	56,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	49,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	69,000	同上	同上	同上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	123,000	同上	同上	同上
防災ヘリコプター整備事業	181,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線高度化推進事業	2,667,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
消防学校施設整備事業	5,000	同上	同上	同上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同上	同上	同上
旧彩の国いきがい大学東松山学園解体事業	55,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	870,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	1,930,000	同上	同上	同上
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	78,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	280,000	同上	同上	同上

児童相談所整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上
救護施設整備事業	282,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	14,000	同	上	同	上	同	上
地域医療教育センター設備整備事業	34,000	同	上	同	上	同	上
農林振興センター等低公害車整備事業	8,000	同	上	同	上	同	上
農林公園施設整備事業	108,000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	167,000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	52,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	25,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	42,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独林道事業	280,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
林道事業	256,000	同 上	同 上	同 上
県単独治山事業	315,000	同 上	同 上	同 上
治山事業	105,000	同 上	同 上	同 上
地すべり防止事業	34,000	同 上	同 上	同 上
県単独農業基盤整備事業	894,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	1,051,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業（土地改良）負担金	389,000	同 上	同 上	同 上

産業文化センター施設整備事業	463,000	同	上	同	上	同	上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	57,000	同	上	同	上	同	上
産業技術総合センター施設整備事業	77,000	同	上	同	上	同	上
県土整備事務所改修事業	5,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	21,464,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	211,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,323,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	11,912,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	6,562,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	4,316,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独砂防事業	518,000	同上	同上	同上
砂防事業	359,000	同上	同上	同上
都市環境整備事業	661,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	3,575,000	同上	同上	同上
街路事業	1,650,000	同上	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	77,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	6,701,000	同上	同上	同上

公園事業	843,000	同	上	同	上	同	上
警察職員退職手当	400,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	193,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	5,227,000	同	上	同	上	同	上
警察活動設備整備事業	161,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,356,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	2,300,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	7,998,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	1,855,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	1,042,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	216,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
史跡整備事業	3,000	同 上	同 上	同 上
水道用水供給事業出資金	3,705,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	131,300,000	同 上	同 上	同 上

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第2号議案

平成30年度埼玉県公債費特別会計予算

平成30年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ570,772,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		333,849,639
	1 一 般 会 計 繰 入 金	198,695,726
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,670,913
	3 基 金 繰 入 金	133,483,000

款	項	金 額
2 県 債		236,923,000
	1 県 債	236,923,000
歳 入	合 計	570,772,639

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		570,772,639
	1 公 債 費	570,772,639
歳 出	合 計	570,772,639

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成15年度、平成20年度 及び平成25年度発行 県債償還金	235,847,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成20年度発行県債償還金	1,076,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第3号議案

平成30年度埼玉県証紙特別会計予算

平成30年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,906,686千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		18,906,685
	1 証 紙 収 入	18,906,685
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	18,906,686

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		18,897,686
	1 一 般 会 計 繰 出 金	18,897,686
2 返 還 金		9,000
	1 返 還 金	9,000
歳 出	合 計	18,906,686

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第4号議案

平成30年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成30年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,650,049千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		27,537
	1 財 産 運 用 収 入	27,537
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,122,511

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,122,511
歳 入	合 計	13,650,049

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,650,049
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,650,049
歳 出	合 計	13,650,049

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第5号議案

平成30年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成30年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ778,883千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		302,298
	1 国 庫 負 担 金	302,298
2 財 産 収 入		14,284
	1 財 産 運 用 収 入	14,284
3 繰 入 金		462,299
	1 一 般 会 計 繰 入 金	160,000
	2 基 金 繰 入 金	302,299

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		778,883

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		778,883
	1 救助費	604,598
	2 基金積立金	174,285
歳出合計		778,883

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第6号議案

平成30年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ803,010千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		23,963
	1 繰 入 金	23,963
2 繰 越 金		313,017
	1 繰 越 金	313,017
3 諸 収 入		466,030
	1 貸 付 金 元 利 収 入	462,830
	2 預 金 利 子	22

	3 雑	入	3,178	
歳	入	合	計	803,010

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			803,010	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		803,010	
歳	出	合	計	803,010

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第7号議案

平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ626,858,569千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		199,448,590
	1 負 担 金	199,448,590
2 国 庫 支 出 金		171,342,047
	1 国 庫 負 担 金	131,445,641
	2 国 庫 補 助 金	39,896,406
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		2,288,239
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	2,288,239

4 前期高齢者交付金		209,421,033
	1 前期高齢者交付金	209,421,033
5 共同事業交付金		725,933
	1 共同事業交付金	725,933
6 財産収入		58,280
	1 財産運用収入	58,280
7 繰入金		43,574,268
	1 一般会計繰入金	42,259,334
	2 基金繰入金	1,314,934
8 諸収入		179
	1 雑収入	179
歳入合計		626,858,569

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,910
	1 総 務 管 理 費	8,188
	2 運 営 協 議 会 費	1,722
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		492,697,965
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	492,697,965
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		96,540,633
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	96,540,633
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		428,654
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	428,654
5 介 護 納 付 金		34,603,841
	1 介 護 納 付 金	34,603,841
6 病 床 転 換 支 援 金 等		606

	1 病 床 転 換 支 援 金 等	606
7 共 同 事 業 抛 出 金		726,625
	1 共 同 事 業 抛 出 金	726,625
8 保 健 事 業 費		995
	1 保 健 事 業 費	995
9 基 金 積 立 金		1,849,340
	1 基 金 積 立 金	1,849,340
歳 出	合 計	626,858,569

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第8号議案

平成30年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成30年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,873千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,284
	1 繰 入 金	5,284
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		144,589
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 元 利 収 入	144,576
	3 雑 入	3
歳 入	合 計	251,873

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		249,873
	1 資 金 貸 付 費	249,873
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	251,873

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第9号議案

平成30年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成30年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,020千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		20,064
	1 繰 入 金	30
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	20,033
2 就農支援資金業務勘定収入		300
	1 繰 入 金	260
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		6,559
	1 繰越金	6,559
4 農業改良資金業務勘定収入		1,097
	1 繰入金	845
	2 繰越金	248
	3 諸収入	4
歳入合計		28,020

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		20,064
	1 就農支援資金貸付費	20,064
2 就農支援資金業務勘定		300
	1 管理指導事務費	290
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		6,559
	1 農業改良資金貸付費	6,559
4 農業改良資金業務勘定		1,097
	1 管理指導事務費	1,037
	2 予備費	60
歳 出 合 計		28,020

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第10号議案

平成30年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成30年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,330千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		24,670
	1 繰入金	20
	2 繰越金	14,205
	3 諸収入	10,445
2 業務勘定収入		660
	1 繰越金	600
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	25,330

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		24,670
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	24,670
2 業 務 勘 定		660
	1 管 理 指 導 事 務 費	640
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		25,330

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第11号議案

平成30年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成30年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,945千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		672
	1 財 産 運 用 収 入	672
2 繰 入 金		8,396
	1 繰 入 金	8,396
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		36,876

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	36,875
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	45,945

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本 多 静 六 博 士 育 英 事 業 費		44,945
	1 本 多 静 六 博 士 育 英 事 業 費	44,945
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	45,945

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第12号議案

平成30年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成30年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,664,279千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		664,029
	1 財 産 運 用 収 入	63,493
	2 財 産 売 払 収 入	600,536
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入合計		1,664,279

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,664,279
	1 用地事業費	1,664,279
歳出合計		1,664,279

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第13号議案

平成30年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成30年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,733,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,201,364
	1 住 宅 使 用 料	8,201,364

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		1,686,618
	1 国 庫 補 助 金	1,686,618
3 財 産 収 入		47,451
	1 財 産 運 用 収 入	47,451
4 繰 入 金		880,284
	1 繰 入 金	880,284
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		22,242
	1 敷 金 運 用 収 入	81
	2 雑 入	22,161
7 県 債		1,896,000
	1 県 債	1,896,000
歳 入	合 計	12,733,960

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		9,520,024
	1 住 宅 管 理 費	6,002,253
	2 住 宅 建 設 費	3,517,771
2 繰 出 金		2,100,706
	1 繰 出 金	2,100,706
3 公 債 費		1,103,230
	1 公 債 費	1,103,230
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,733,960

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成30年度公営住宅建設費	3,055,263	平成30年度	169,024
				平成31年度	642,923
				平成32年度	1,528,855
				平成33年度	714,461

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,896,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第14号議案

平成30年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成30年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ690,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		15,921
	1 財 産 運 用 収 入	15,921
2 繰 入 金		623,079
	1 繰 入 金	623,079

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		51,160
	1 貸付金元利収入	50,773
	2 預金利子	13
	3 雑入	374
歳入	合計	690,161

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		690,161
	1 高等学校等奨学金事業費	690,161
歳出	合計	690,161

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第15号議案

平成30年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成30年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,671,856千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		42,147
	1 入 場 料 収 入	42,146
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		29,023,671
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,967,670
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		235,817

款	項	金 額
	1 財 產 運 用 收 入	235,816
	2 財 產 売 払 收 入	1
4 繰 入 金		124,200
	1 繰 入 金	124,200
5 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
6 諸 収 入		246,019
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	246,017
歳 入	合 計	29,671,856

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		212,374
	1 公 営 競 技 総 務 費	212,374
2 公 営 競 技 事 業 費		29,124,747
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,124,747
3 繰 出 金		328,735
	1 繰 出 金	328,735
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		29,671,856

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第16号議案

平成30年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	343床
がんセンター	503床
小児医療センター	316床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	93,601 ^人	72,043 ^人
がんセンター	141,465	203,362
小児医療センター	95,666	135,786
精神医療センター	53,436	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	256 人	295 人
が ん セ ン タ ー	388	834
小 児 医 療 セ ン タ ー	262	557
精 神 医 療 セ ン タ ー	146	126

3 主なる建設改良事業

795,961 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失のうち用途廃止施設の処分に要する経費752,755千円の財源に充てるため、企業債722,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	56,605,782 千円
第1項 医業収益	41,299,988 千円
第2項 医業外収益	15,121,483 千円
第3項 特別利益	184,311 千円

支 出

第1款	病院事業費用	60,392,368 千円
第1項	医療費用	58,318,688 千円
第2項	医療外費用	1,290,124 千円
第3項	特別損失	763,556 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,220,224千円は、過年度分損益勘定留保資金2,220,224千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	3,059,863 千円
第1項	企業債	637,000 千円
第2項	他会計負担金	2,374,604 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	補助金	48,256 千円
第5項	寄附金	1 千円
第6項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	5,280,087 千円
第1項 建設改良費	795,961 千円
第2項 企業債償還金	4,484,126 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小児医療センター旧病院解体事業	平成 31 年 度	805,351
循環器・呼吸器病センター医療情報システム開発	平成 31 年 度	680,819

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び用途廃止施設の処分に要する資金に充てるため

限 度 額 1,359,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	25,504,105 千円
(2) 交 際 費	800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,811,239千円と定める。

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第17号議案

平成30年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	150 社
(2) 年間総給水量	67,014,000 m ³
(3) 一日平均給水量	183,600 m ³
(4) 主なる建設改良事業	656,197 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,897,672 千円
第1項 営業収益		1,697,705 千円
第2項 営業外収益		173,918 千円
第3項 特別利益		26,049 千円
	支	出
第1款 事業費		1,829,134 千円

第1項	営	業	費	用	1,675,389 千円	
第2項	営	業	外	費	用	71,159 千円
第3項	特	別	損	失	78,586 千円	
第4項	予	備	費		4,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額352,245千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,444千円、建設改良積立金180,000千円、減債積立金145,620千円及び過年度分損益勘定留保資金1,181千円で補填するものとする。）。

		収	入						
第1款	資	本	的	収	入	487,078 千円			
第1項	建	設	補	助	金	96,000 千円			
第2項	長	期	貸	付	金	償	還	金	305,000 千円
第3項	他	会	計	補	助	金	876 千円		
第4項	負	担	金	85,200 千円					
第5項	固	定	資	産	売	却	代	金	1 千円
第6項	雑	収	入	1 千円					
		支	出						
第1款	資	本	的	支	出	839,323 千円			

第1項 建設改良費

693,703 千円

第2項 企業債償還金

145,620 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場旧排水処理施設撤去工事	平成31年度から 平成32年度まで	22,000
大久保浄水場中央系監視制御システム更新工事	平成31年度	73,000
柿木浄水場2系電気設備更新工事	平成31年度	527,000
柿木浄水場草加柿木地区産業団地線配水管布設工事	平成31年度	91,000

事 項	期 間	限 度 額
柿木浄水場1系取水ポンプ弁類更新工事	平成31年度	9,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 281,517 千円 |
| (2) 交 際 費 | 41 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,916千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,170千円と定める。

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第18号議案

平成30年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	631,389,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,729,833 m ³
(4) 主なる建設改良事業	18,602,522 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			47,595,142 千円
第1項 営業収益			42,340,651 千円
第2項 営業外収益			5,207,853 千円
第3項 特別利益			46,638 千円
	支	出	
第1款 事業費			46,559,435 千円

第1項	営業費用	41,226,182 千円
第2項	営業外費用	4,646,615 千円
第3項	特別損失	646,638 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,663,789千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額901,285千円及び過年度分損益勘定留保資金15,762,504千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	18,869,342 千円
第1項	建設補助金	4,691,955 千円
第2項	企業債	8,400,000 千円
第3項	他会計出資金	5,554,531 千円
第4項	他会計補助金	220,806 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	2,049 千円

支 出

第1款	資本的支出	35,533,131 千円
第1項	建設改良費	19,769,765 千円
第2項	企業債償還金	10,314,888 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	305,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,103,478 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場旧排水処理施設撤去工事	平成31年度から 平成32年度まで	706,000
吉見浄水場運転管理等業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	1,097,630
大久保浄水場中央系監視制御システム更新工事	平成31年度	313,000
庄和浄水場浄水池循環ポンプ設置工事	平成31年度	153,000

事 項	期 間	限 度 額
水 質 管 理 セ ン タ ー 空 調 設 備 更 新 工 事	平 成 3 1 年 度	336,000
上 赤 坂 中 継 ポ ン プ 所 2 系 電 気 設 備 更 新 工 事	平 成 3 1 年 度	372,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 8,400,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,428,505 千円

(2) 交際費 536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、725,898千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、32,510千円と定める。

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第19号議案

平成30年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設改良事業

16,189,685 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,068,402 千円
第1項 営業収益			713,902 千円
第2項 営業外収益			59,805 千円
第3項 特別利益			294,695 千円
	支	出	
第1款 事業費			763,795 千円
第1項 営業費用			743,651 千円
第2項 営業外費用			143 千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,363,872千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,435千円及び過年度分損益勘定留保資金15,344,437千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,564,766千円
第1項	長期貸付金償還金		1,520,225千円
第2項	他会計補助金		1,128千円
第3項	固定資産売却代金		1千円
第4項	雑収入		43,412千円
		支	出
第1款	資本的支出		16,928,638千円
第1項	建設改良費		16,416,144千円
第2項	建設準備費		312,494千円
第3項	予備費		200,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	松伏・田島地区産業団地整備事業	6,569,962	平成30年度	3,201,562
				平成31年度	1,806,400
				平成32年度	1,562,000
		川越増形地区産業団地整備事業	6,549,814	平成30年度	5,546,814
				平成31年度	1,003,000
		行田富士見工業団地拡張地区産業 団地整備事業	1,651,086	平成30年度	1,088,941
				平成31年度	337,220
				平成32年度	224,925
嵐山花見台工業団地拡張地区産業 団地整備事業	1,286,697	平成30年度	686,897		
		平成31年度	338,000		
		平成32年度	261,800		

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業団地整備環境影響評価業務委託	平成31年度	58,970

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 500,564 千円 |
| (2) 交 際 費 | 298 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,988千円である。

平成30年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第20号議案

平成30年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	662,605,670 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,815,358 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,160,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		51,891,731 千円
第1項 営業収益		30,714,544 千円
第2項 営業外収益		21,177,186 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	51,838,550 千円
第1項	営 業 費 用	50,208,898 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,568,651 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,304,269千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,485千円、過年度分損益勘定留保資金648,795千円及び当年度分損益勘定留保資金4,603,989千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	24,715,713 千円
第1項	建 設 補 助 金	11,959,484 千円
第2項	建 設 負 担 金	5,288,060 千円
第3項	企 業 債	6,811,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	556,171 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	100,951 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	46 千円

支 出

第1款 資本的支出	30,019,982 千円
第1項 建設改良費	22,739,331 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	7,280,651 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成30年度契約分)	平成31年度から 平成32年度まで	6,262,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成30年度契約分)	平成31年度	369,000
荒川右岸流域下水道事業 (平成30年度契約分)	平成31年度から 平成32年度まで	5,598,000
中川流域下水道事業 (平成30年度契約分)	平成31年度から 平成32年度まで	2,157,000

古利根川流域下水道事業（平成30年度契約分）	平成31年度	577,000
荒川上流流域下水道事業（平成30年度契約分）	平成31年度	65,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 6,811,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,272,510 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,780,068千円である。

平成30年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司